

## 支部提案議題

### 1 新年研修会について

### 2 支部親睦旅行について

### 3 「税を考える週間」について

### 4 確定申告期における無料税務相談の実施について

### 5 その他

## 天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

### 1 添付書類も含めたe-Taxの普及・定着

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、納税者等がe-Taxを利用して申請等を行うことは、納税者等の利便性の向上につながることから、引き続き、添付書類も含めたe-Taxの普及・定着に向けて取り組んでまいります。

### 2 内部事務のセンター化(別添1)

内部事務の効率化を目的として、複数の税務署の内部事務を集約処理する「大阪国税局業務センター」を設置しています。

申告書等の書類は、対応するセンターへ送付するなど留意事項がございますので別添1「大阪国税局からのお知らせ」をご確認願います。

## 天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

### 3 租税教室への講師派遣のお願い

本年度につきましても、租税教室の開催へのご協力をお願いいたします。

開催時期については、現在、確認作業中です。

なお、開催に当たっては、感染症対策にもご配慮をお願いいたします。

### 4 中学生の「税についての作文」及び「税に関する高校生の作文」の表彰関係

本年も昨年に引き続き、中学生の「税についての作文」及び「税に関する高校生の作文」につきまして、各2編を近畿税理士会天王寺支部長賞として選考・表彰をお願いいたします。

なお、本年は、12月15日(木)に天王寺区役所講堂にて、作文表彰式を開催の予定です。

## 天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

### 1 キャッシュレス納付の利用拡大について(別添2)

国税の納付方法においては、令和7年度までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指しております。利便性の高い以下のキャッシュレス納付についての積極的な利用勧奨をお願いいたします。

#### ○ ダイレクト納付

☞ 源泉所得税の毎月納付がある方におすすめ

#### ○ 振替納税

☞ 所得税の確定申告等を毎年される方におすすめ

#### ○ インターネットバンキング等による納付

☞ e-Taxで申告されている方におすすめ

#### ○ クレジットカード納付

☞ 事前登録不要、クレジットカードを利用されている方におすすめ

※ 令和4年12月からスマートフォンを使用した決済サービスを導入予定

## 天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

### 2 PDFファイルによる電子納税証明書について(別添3)

令和3年7月から、PDFファイルによる電子納税証明が発行可能となりました(令和4年9月20日(火)からはスマートフォンからでも使用可能)。

納税者にとって以下のとおり、非常に利便性の高いサービスでありますので、キャッシュレス納付とともに積極的な利用勧奨をお願いいたします。

※ マイナンバーカード等の電子証明書の取得や、ICカードリーダーライターが必要です。

#### ○ 利便性

- ☞ 取得から90日間であれば何度でも印刷できます。
- ☞ 手数料が安価(400円⇒370円)です。

## 天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

### 3 住宅借入金等特別控除証明書の発送について

本年の住宅借入金等特別控除証明書の発送日は、令和4年10月26日(水)を予定しております。

### 4 個人事業者の消費税の中間申告の振替納税について

9月28日(水)が個人事業者の消費税中間申告の振替納税の引落日になっております。

関与先の方へ振替口座の残高の確認について、ご指導をよろしく願いいたします。  
併せて、個人事業者の方への振替利用勧奨をお願いいたします。

## 天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

### 1 期限内納付のお願い(別添4)

個人・法人に関わらず、特に消費税の期限内納付のための納税資金の確保につきまして、引き続きのご指導をお願いいたします。

「納税は期限内に」の資料にもありますように、ダイレクト納付など便利な納税方法もありますので、未利用の方につきましては、ご検討・ご指導をよろしくお願いいたします。

## 天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

### 2 国税の納付が困難な場合の猶予制度(別添5)

新型コロナウイルス感染症に係る特別法の施行による特例の納税猶予制度は、令和4年2月1日までに猶予期限が到来する国税が対象であるため、現在は原則適用できません。

しかしながら、他の猶予制度を適用することができますので、猶予期限までに納税が困難な方は、早めに徴収部門で納付相談を行うようご指導をお願いします。

具体的には、換価の猶予申請書を提出していただくこととなりますが、延滞税も軽減されますし、従来とは異なり原則担保も不要です。

関与先から相談があった際には、ご指導をお願いいたします。

### 3 阿倍野税務署管内の納税者の皆様へ(別添6)

## 天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

### 【個人課税関係】

#### 1 令和4年分確定申告期における申告書作成会場等

天王寺税務署の申告書作成会場は、前年に引き続き、天王寺税務署2階大会議室で開催いたします。

地区相談会場については、開設しない方向で検討しています。

なお、令和4年分の確定申告期におきましては、年金所得者等を対象とした確定申告期前の来場案内を実施する予定としておりますので、税理士支部独自事業での無料相談会場など、税務支援をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、未確定の部分が多いのですが、確定申告に関することで詳細が決まりましたら、お知らせいたしますので、ご協力よろしくお願いいたします。

## 天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

#### 2 自宅等からのe-Tax申告の推進

税務署でスマホ申告を推奨する広報に努めております。

先生方の関与先従業員の方に対しまして、ご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。(別添7、8)

#### 3 「国外財産調書」及び「財産債務調書」の提出のお願い

「国外財産調書」については、居住者(非永住者を除く)の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載して、翌年の3月15日までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

## 天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

また、「財産債務調書」については、所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載して、翌年の3月15日までに、所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、どちらの調書も加算税の加重・軽減措置の取扱いがありますので、要件に該当する場合は、適正な記載及び提出をお願いいたします。(別添9、10)

## 天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

### 【資産課税関係】

#### ・ 相続税申告のe-Tax利用の推進

相続税につきましても積極的なe-Taxの利用をお願いします。

e-Taxによる相続税申告には、メリットが3点ございます。(別添11)

- 1 添付書類はイメージデータ(PDF形式)で送信可能
- 2 データ管理・ペーパーレス化が可能
- 3 財産取得者の利用者識別番号のみで申告

## 天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

### 1 インボイス制度について

#### (1) 早期登録申請のお願い(別添12)

令和5年3月に近づくにつれて、登録申請が増加することが予想され、今まで以上に申請から登録通知までの時間を要することが想定されます。

取引先への登録番号の連絡や請求書の記載内容の調整など制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、関与先の課税事業者の方に、早期の登録申請をお勧めしております。

関与先事業者の方に登録申請手続きや事前準備をイメージしていただきやすいよう、リーフレット「インボイス制度が始まります！ ～事業のご準備のために、登録申請はお早めに～」を用意しましたので、是非ご活用ください。

## 天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

### 1 インボイス制度について

#### (2) 登録情報の公表(別添13)

適格請求書発行事業者として登録された情報(氏名・法人名・登録番号など)は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。



「公表サイト」はこちら →

なお、氏名・名称、法人の本店所在地を変更する場合は「登載事項変更届出書」を、個人事業者等の主たる屋号などを追加・変更する場合は「公表(変更)届出書」を所轄税務署へ提出していただく必要があります。

## 天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

### 1 インボイス制度について

#### (3) 適格請求書発行事業者の義務

適格請求書発行事業者には、令和5年10月1日以降に行う課税取引について、原則として、

- ① 適格請求書の交付
- ② 適格返還請求書の交付
- ③ 修正した適格請求書の交付
- ④ 写しの保存

といった義務が課されることとなりますので、関与先事業者の方にもお伝えいただきたく考えております。

## 天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

### 2 年末調整(令和4年分)について

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者へ「年末調整のしかた」や「源泉徴収税額表」等を送付していましたが、今後はこれらのパンフレットに代えて、「リーフレット」を送付することとなりました。

このリーフレットにおいて、年末調整の手順や法定調書の作成のしかたを解説した動画やパンフレットを掲載した国税庁ホームページ(年末調整がよくわかるページ)を案内する予定です。

「扶養控除等(異動)申告書」や「保険料控除申告書」などの年末調整関係の用紙もこのページから取得することができますので、是非ご利用ください。

「年末調整がよくわかるページ」はこちら →





## 天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

### 3 添付書類も含めたe-Taxの普及・定着に向けた取組について

規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)において、各府省は、年間10万件以上の手続について、オンライン利用率を引き上げるための基本計画を策定することとなり、国税関係手続についても、令和3年10月18日に財務省ホームページで基本計画を公表しています。

納税者等の利便性の向上や、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの推進に向け、関与先への積極的なe-Taxの利用勧奨をお願いします。

(参考)「財務相オンライン利用率引上げに係る基本計画(国税申告手続等)」はこちら →

